

川俣町地域防災計画

令和6年7月

川俣町防災会議

川俣町地域防災計画 目次

第1編 総則

章	節		担当部署	ページ
	第1節 計画の目的及び方針	第1 計画の目的及び前提	—	1
		第2 計画の構成	—	1
		第3 計画の修正・推進	—	1
		第4 他の法令に基づく計画との関係	—	2
		第5 計画の周知徹底	—	2
		第6 福島県地震防災地域目標と地震防災緊急事業五箇年計画	—	2
	第2節 災害対策の基本理念と、基本方針及び活動目標	第1 災害対策の基本理念	—	3
		第2 基本方針	—	3
		第3 発災後の時間経過と活動目標	—	4
	第3節 調査研究推進体制の整備	第1 町による調査研究体制	—	6
		第2 自主防災組織等地域における取り組み	—	6
	第4節 川俣町防災会議	第1 川俣町防災会議の所掌事務	—	7
		第2 川俣町防災会議の組織	—	7
	第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	第1 防災関係機関の実施責任	—	9
		第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	—	10
	第6節 住民等の責務	第1 住民の責務		16
		第2 災害応急対策または災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務		16
	第7節 町の概況と災害要因の変化	第1 川俣町の自然的条件	—	16
		第2 本町の社会的条件	—	18
		第3 川俣町における社会的災害要因の変化	—	20
	第8節 町の地震災害と想定地震	第1 既往の地震災害	—	22
		第2 地震想定的基本的な考え方	—	24
		第3 地震の想定	—	25
		第4 地震被害の想定	—	25
		第5 被害想定及び過去の経験の活用	—	27

第2編 一般災害対策編

章	節		担当部署	ページ
第1章 災害予防計画	第1節 防災組織の整備・充実	第1 防災組織の整備	総務課、伊達地方消防組合、危険物施設等管理者、事業者、県、防災関係機関	2
		第2 応援協力体制の整備	総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関	5
	第2節 防災情報通信網の整備	第1 防災情報通信網の整備	総務課、政策推進課、県	7
		第2 その他通信網の整備・活用	総務課、政策推進課	9
		第3 体制の整備	総務課	10
		第4 情報連絡員（県リエゾン）との連携	総務課	11
		第5 担い手の確保	総務課	11
		第6 通信手段の周知	総務課	12
	第3節 気象等観測体制	第1 気象観測施設等	総務課、政策推進課、国、福島地方気象台、県、県北建設事務所	13
		第2 気象観測体制の充実	総務課	14
	第4節 水害予防対策	第1 河川対策	総務課、建設水道課、県北建設事務所	15
		第2 下水路対策	建設水道課	16
		第3 その他施策の維持補修	農林振興課、建設水道課	16
		第4 災害危険箇所	総務課、建設水道課、県	17
		第5 浸水想定区域における避難の確保	総務課、保健福祉課、建設水道課	17
	第5節 土砂災害予防対策	第1 土石流災害対策	総務課	18
		第2 地すべり災害予防対策	総務課	18
		第3 急傾斜地災害予防対策	総務課	19
		第4 土砂災害警戒区域等の指定	総務課	19
		第5 警戒避難体制の整備・運用	総務課	19
		第6 道路落石等防止対策	建設水道課	20
		第7 治山対策	農林振興課	20
		第8 森林整備対策	農林振興課	21
		第9 宅地造成地の災害予防対策	建設水道課	21
		第10 監視体制の強化	総務課、建設水道課	21
		第11 二次災害予防対策	総務課、建設水道課、県	21
		第12 福島県総合土砂災害対策推進連絡会	総務課、建設水道課	22
		第13 土砂災害警戒情報の発表	総務課、県、福島地方気象台	22
	第6節 雪害予防対策	第1 福島県の過去の雪害被害	—	26
		第2 町の活動体制の整備	各課	26
		第3 道路交通の確保	建設水道課、各道路管理者	26
		第4 通信及び電力供給の確保	関係機関	27
		第5 公共交通機関対策	バス事業者	27
		第6 寒冷時の避難対策	総務課、建設水道課	27
		第7 災害危険箇所	総務課	27
		第8 広報活動	総務課、各道路管理者、運転事業者	27
		第9 除排雪計画	建設水道課、各道路管理者	28
		第10 県の除雪対策	県	28
	第7節 農林業災害予防計画	第1 農業の防災対策	総務課、農林振興課	29
		第2 林業の防災対策（林野火災を除く）	農林振興課	29
	第8節 火災予防対策	第1 消防力の強化	総務課、伊達地方消防組合、町消防団	30
		第2 広域応援体制の整備	総務課、伊達地方消防組合、県	33
		第3 出火防止対策	総務課、伊達地方消防組合、町消防団	34
		第4 初期消火体制の整備	総務課、伊達地方消防組合、町消防団	35
		第5 火災拡大要因の除去計画	総務課、建設水道課、伊達地方消防組合、県	35

章	節		担当部署	ページ
		第6 救急救助体制の整備	保健福祉課、伊達地方消防組合	36
	第9節 建造物災害予防対策	第1 不燃性及び耐震性建築促進対策	建設水道課、関係各課	37
		第2 特殊建築物、建築設備の防災対策	建設水道課	38
	第10節 ライフライン施設	第1 水道施設	建設水道課	39
		第2 電力施設	東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター	40
		第3 簡易ガス施設	各簡易ガス販売事業者	41
		第4 LPガス施設	各LPガス販売事業者	42
		第5 電気通信施設	東日本電信電話(株)福島支店	44
	第11節 緊急輸送の環境整備	第1 陸上輸送の環境整備	総務課、農林振興課、建設水道課、県北建設事務所、町内輸送関係機関	46
		第2 航空輸送の環境整備	総務課	47
		第3 緊急輸送路等の整備	建設水道課	47
	第12節 避難対策	第1 避難計画の策定	総務課	48
		第2 避難場所等の指定・整備	総務課	56
		第3 指定避難所の指定等	総務課	58
		第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	総務課	60
		第5 避難地区分けの実施	総務課	60
		第6 避難路の選定等	総務課	61
		第7 避難誘導体制の整備	総務課、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎	61
		第8 避難場所等の居住者等に対する周知	総務課、政策推進課	61
		第9 学校、病院等施設における避難計画	総務課、保健福祉課、学校等、町内医療機関、町内社会福祉施設、その他の防災上重要な施設	62
		第10 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	総務課、政策推進課	63
		第11 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	総務課	64
	第13節 医療(助産)救護・防疫体制の整備	第1 医療(助産)救護体制の整備	総務課、保健福祉課、伊達地方消防組合、伊達医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、日本赤十字社福島県支部、県	65
		第2 防疫対策	町民税務課、保健福祉課	67
		第3 応援医療体制の整備	保健福祉課	68
	第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材・廃棄物処理計画等の整備	第1 食料、生活物資の調達及び確保	総務課、政策推進課、農林振興課、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会	69
		第2 飲料水の確保	建設水道課	71
		第3 物資等輸送力の把握	総務課、政策推進課	72
		第4 住民に対する啓発	総務課	72
		第5 防災資機材等の整備	総務課、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、県	73
		第6 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	町民税務課、伊達地方消防組合	73
	第15節 航空消防防災体制の整備	第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点	総務課、伊達地方消防組合	74
		第2 場外離着陸場(臨時ヘリポート)の確保	総務課、伊達地方消防組合	75
		第3 航空消防活動体制の確立	総務課、伊達地方消防組合	75
	第16節 防災教育	第1 一般住民等に対する防災教育	総務課、伊達地方消防組合	76
		第2 防災上重要な施設における防災教育	総務課、保健福祉課、施設管理者	77
		第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	総務課、建設水道課、県、防災関係機関	78

章	節		担当部署	ページ
		第4 学校教育における防災教育	総務課、学校教育課	79
		第5 消防学校の防災教育	総務課、伊達地方消防組合、県	79
		第6 災害教訓の伝承	総務課、政策推進課	80
	第17節 防災訓練	第1 総合防災訓練	総務課、各課、県北地方振興局、伊達地方消防組合、防災関係機関	81
		第2 個別訓練	総務課、各課、防災関係機関	82
		第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	事業所、自主防災組織、住民	83
	第18節 自主防災組織の整備	第1 自主防災組織の育成指導	総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関	84
		第2 自主防災組織の編成基準	総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関	84
		第3 自主防災組織の活動	自主防災組織	85
		第4 企業防災の促進	総務課、伊達地方消防組合、県、企業	86
		第5 地区防災計画の作成	総務課、伊達地方消防組合、企業	86
	第19節 要配慮者の安全確保	第1 本町の避難行動要支援者の現況と基本的な考え方	保健福祉課、住民	88
		第2 社会福祉施設等における対策	総務課、保健福祉課、伊達地方消防組合、町内社会福祉施設	88
		第3 在宅で介助支援の必要な住民への対策	総務課、保健福祉課	90
		第4 病院入院患者等対策	総務課、保健福祉課	94
		第5 外国人への防災対策	総務課、町民税務課	94
		第6 避難所における避難行動要支援者支援	総務課、保健福祉課、学校教育課、子育て支援課、生涯学習課	94
	第20節 ボランティアとの連携	第1 ボランティア活動の意義	保健福祉課、社会福祉協議会	95
		第2 ボランティア団体等の把握、登録等	保健福祉課、社会福祉協議会	95
		第3 ボランティアの連携体制の整備	保健福祉課、社会福祉協議会、県、関係機関	95
		第4 受援力の強化	総務課、保健福祉課	96
		第5 ボランティアの種類	総務課、保健福祉課	97
	第21節 文化財災害予防対策	第1 火災予防対策	生涯学習課、伊達地方消防組合、町消防団、文化財所有者・管理者等、関係機関	98
	第22節 危険物施設等災害予防対策	第1 危険物施設災害予防対策	総務課、伊達地方消防組合、危険物取扱事業者	99
		第2 火薬類施設災害予防対策	総務課、伊達地方消防組合、県、火薬類関係事業者	100
		第3 高圧ガス施設災害予防対策	総務課、県、高圧ガス製造事業者等	101
		第4 毒物・劇物施設災害予防対策	伊達地方消防組合、毒物劇物取扱事業者	102
	第23節 応援協力体制の整備	第1 市町村間の相互応援協力等の締結	総務課	103
		第2 民間事業者・団体との災害時応援協定	総務課	103
		第3 応援協定の公表	総務課	104
		第4 連絡体制の整備	総務課	104
		第5 応援受入体制	総務課	104
第2章 災害応急対策計画	第1節 応急活動体制	第1 災害応急対策の時系列行動計画	各班、関係機関	106
		第2 初動体制	各課等	110
		第3 川俣町特別警戒本部	各課等	112
		第4 川俣町災害対策本部	総務課、各課、関係各班、各班	112
		第5 指定地方行政機関等の活動体制	防災関係機関	120
	第2節 職員の動員配備	第1 配備基準	各課	121

章	節		担当部署	ページ
		第2 配備指揮体制	各班	122
		第3 配備人員	各班	122
		第4 動員伝達方法	各班	124
		第5 非常参集等	各課	124
		第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施	各班	125
	第3節 災害情報の収集・伝達	第1 気象特別警報・警報・注意報等の伝達	消防交通班、関係機関	126
		第2 災害情報、被害報告の収集及び通報の要領	各班	133
		第3 県への報告	消防交通班、各班、関係機関	135
	第4節 通信の確保	第1 通信手段の確保	消防交通班、デジタル推進班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、各通信施設管理者、防災関係機関	140
		第2 町防災行政無線等の運用	消防交通班	142
		第3 東日本電信電話(株)福島支店の措置	東日本電信電話(株)福島支店	142
	第5節 相互応援協力	第1 県及び市町村との相互協力	消防交通班、関係各班	143
		第2 国に対する応援要請	消防交通班	144
		第3 自衛隊の災害派遣要請	消防交通班、県、陸上自衛隊福島駐屯地	145
		第4 緊急消防援助隊の派遣要請	消防交通班	145
		第5 町内の公共的団体等との協力	消防交通班、地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、農林整備班	145
		第6 他の地方公共団体への応援	消防交通係	146
	第6節 災害広報	第1 災害広報担当	文書広報班、デジタル推進班	147
		第2 町の広報活動	文書広報班、デジタル推進班	147
		第3 災害記録映像の撮影及び収集と提供	文書広報班	149
		第4 災害広報活動計画の整備	文書広報係	149
		第5 報道機関への発表・協力要請	文書広報班	150
		第6 市町村間の協力による広報	文書広報班	150
		第7 防災関係機関の広報活動	防災関係機関	150
	第7節 水防計画	第1 水防の責任	消防交通班、管理班、建設班、県北建設事務所、町消防団	152
		第2 水防組織	各班	152
		第3 水防活動	消防交通班、管理班、建設班、県北建設事務所、町消防団	152
	第8節 救助・救急	第1 自主防災組織、事業所等における救助活動	自主防災組織、事業所、住民	154
		第2 町における救助活動	消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団	154
		第3 伊達地方消防組合による救助・救急活動	消防交通班、伊達地方消防組合	155
		第4 広域応援	伊達地方消防組合	156
		第5 災害救助法が適用された場合の実施基準	消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団	156
	第9節 自衛隊災害派遣要請計画	第1 災害派遣要請の要求	消防交通班	157
		第2 災害派遣要請の要領	消防交通班	158
		第3 自衛隊の自主出動	陸上自衛隊福島駐屯地	159
		第4 災害派遣部隊の受入体制	総務班、消防交通班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、県	159
		第5 自衛隊による災害派遣活動の内容	陸上自衛隊福島駐屯地	161
		第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	陸上自衛隊福島駐屯地	162
		第7 緊急輸送等の場合のヘリポート	消防交通班	163

章	節		担当部署	ページ
		第8 派遣部隊の撤収	消防交通班、県	163
		第9 経費の負担区分	消防交通班、県、陸上自衛隊福島駐屯地	163
	第10節 避難	第1 避難指示等	消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、県、陸上自衛隊、防災関係機関	164
		第2 警戒区域の設定	消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊	170
		第3 避難の誘導	総務班、消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊	171
		第4 避難行動要支援者等対策	地域福祉班、町民班、町内病院等施設管理者、町内社会福祉施設、関係機関	172
		第5 広域的な避難対策	消防交通班、地域福祉班、管理班、関係各班、県	173
		第6 安否情報の提供等	消防交通班、管理班、関係各班、県	175
	第11節 指定緊急避難場所の開設及び指定避難所の設置・運営	第1 指定緊急避難場所の開設		177
		第2 指定避難所の設置	総務班、消防交通班、文書広報班、地域福祉班、デジタル推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班	177
		第3 指定避難所の運営	総務班、消防交通班、地域福祉班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班	179
	第12節 医療（助産）救護	第1 医療機関の被害状況等の収集、把握	健康増進班、伊達医師会、県北保健福祉事務所、町内医療機関	183
		第2 医療（助産）救護活動	健康増進班、伊達地方消防組合、伊達医師会、県北保健福祉事務所	183
		第3 傷病者等の搬送	地域福祉班、健康増進班、伊達医師会、伊達地方消防組合	187
		第4 収容医療機関	健康増進班、伊達地方消防組合、県北保健福祉事務所	188
		第5 医薬品等の確保	健康増進班	188
		第6 血液製剤の確保	健康増進班	188
		第7 人工透析の供給確保	健康増進班	189
		第8 広域的救護活動の調整	地域福祉班、健康増進班	189
		第9 応急医療実施の報告	健康増進班	189
		第10 災害救助法が適用された場合の実施基準	地域福祉班、健康増進班、伊達医師会、県	189
	第13節 緊急輸送対策	第1 緊急輸送の範囲	総務班、消防交通班、管理班、まちづくり推進班、町内輸送関係機関	191
		第2 緊急輸送路等の確保	消防交通班、管理班、各道路管理者	192
		第3 輸送手段の確保	総務班、消防交通班、管理班、建設班、まちづくり推進班、各班、福島警察署川俣分庁舎、町内輸送関係機関、防災関係機関	193
		第4 緊急通行車両の確認申請	総務班	194
	第14節 災害警備活動及び通行規制措置	第1 大規模災害時に予想される混乱	—	195
		第2 災害警備活動	福島警察署川俣分庁舎	195

章	節		担当部署	ページ
		第3 通行規制措置	消防交通班、管理班、建設班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、自衛隊、運転者	197
	第15節 防疫及び保健衛生	第1 防疫活動	生活環境班	200
		第2 食品衛生監視	生活環境班	202
		第3 栄養指導	健康増進班	203
		第4 保健指導	健康増進班	203
		第5 精神保健活動	地域福祉班、健康増進班	203
		第6 防疫及び保健衛生資機材の備蓄及び調達	生活環境班、地域福祉班、健康増進班	204
		第7 防疫及び保健衛生協力体制の確立	生活環境班、地域福祉班、健康増進班	204
		第8 動物（ペット）救護対策	総務班、生活環境班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、県北保健福祉事務所	204
	第16節 清掃及び廃棄物処理対策	第1 災害清掃の実施	生活環境班	206
		第2 清掃班の編成	生活環境班	206
		第3 災害廃棄物処理	生活環境班	206
		第4 し尿処理	生活環境班	208
		第5 廃棄物処理施設の確保及び復旧	伊達地方衛生処理組合	209
		第6 応援体制の確保	消防交通班、生活環境班	209
		第7 清掃運搬用車両等	生活環境班	210
	第17節 救援対策	第1 給水救援対策	水道班	211
		第2 食料救援対策	消防交通班、地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、保健体育班、県、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会	213
		第3 生活必需物資等救援対策	消防交通班、生活環境班、地域福祉班、まちづくり推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会	215
		第4 義援物資及び義援金の受入れ	文書広報班、消防交通班、デジタル推進班、地域福祉班	218
	第18節 被災地の応急対策	第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	管理班、建設班、県	219
		第2 障害物の除去	消防交通班、管理班、建設班、伊達地方消防組合、町消防団、町建設同業会	219
		第3 災害相談対策	消防交通班、各班、関係機関	221
		第4 応急金融対策	日本銀行福島支店、川俣郵便局、町指定金融機関等	222
	第19節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	第1 応急仮設住宅の建設	管理班、県	224
		第2 借上げ住宅等の提供	管理班	226
		第3 住宅の応急修理	建設班	227
	第20節 遺体の搜索、遺体の処理等	第1 全般的な事項	総務班、生活環境班、福島警察署川俣分庁舎、伊達医師会、福島歯科医師会	229
		第2 遺体の搜索	消防交通班、生活環境班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎、県	229
		第3 遺体の収容	総務班、生活環境班、福島警察署川俣分庁舎	230
		第4 遺体の火葬・埋葬	生活環境班	232

章	節		担当部署	ページ
第3章 災害復旧計画	第21節 生活関連施設の応急対策	第1 上水道施設等応急対策	文書広報班、デジタル推進班、水道班	234
		第2 電力施設等応急対策	県、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター	235
		第3 簡易ガス施設応急対策	簡易ガス事業者	237
		第4 LPガス施設応急対策	町内LPガス事業者	238
		第5 電気通信施設等応急対策	東日本電信電話(株)福島支店	240
	第22節 文教対策	第1 実施機関	学校教育班、子育て支援班、幼児教育班	243
		第2 園児、児童及び生徒保護対策	学校教育班、子育て支援班、幼児教育班	243
		第3 学校教育における応急対策	消防交通班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、健康増進班	244
		第4 文化財の応急対策	生涯学習班	248
	第23節 要配慮者対策	第1 要配慮者に係る対策	地域福祉班、町社会福祉協議会	249
		第2 社会福祉施設等に係る対策	地域福祉班、町社会福祉協議会、社会福祉施設	249
		第3 障がい者及び高齢者に係る対策	地域福祉班、町社会福祉協議会	250
		第4 乳幼児、園児、児童に係る対策	地域福祉班、子育て支援班、幼児教育班、健康増進班	250
		第5 外国人に係る対策	町民班	251
	第24節 民間援助の受入れ及びボランティアとの連携	第1 公共的団体及び住民の自主的な防災組織等	—	252
		第2 ボランティアとの連携	地域福祉班、町日赤奉仕団、日本赤十字社福島県支部、町社会福祉協議会	252
		第3 民間団体への協力要請等	消防交通班、政策調整班、地域福祉班	254
	第25節 危険物施設等災害応急対策	第1 危険物施設応急対策	消防交通班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、危険物取扱事業者	255
		第2 火薬類施設応急対策	福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、火薬類関係事業者	256
		第3 高圧ガス施設応急対策	高圧ガス製造者	257
		第4 毒物劇物施設応急対策	毒物劇物取扱事業者	258
	第26節 災害救助法の適用等	第1 災害救助法の適用	消防交通班	260
		第2 災害救助法の適用基準	消防交通班	261
		第3 滅失(罹災)世帯の算定基準	消防交通班	262
		第4 災害救助法の適用手続き	消防交通班、各班	263
		第5 災害救助法による救助の種類等	消防交通班、出納班、各班	263
	第27節 雪害応急対策	第1 防災活動体制	消防交通班、文書広報班、管理班、各班、福島警察署川俣分庁舎、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター、東日本電信電話(株)福島支店、日本郵便(株)、バス事業者、防災関係機関	265
	第28節 農林業対策計画	第1 農業対策計画	農業振興班、農林整備班	267
		第2 林業対策計画(林野火災を除く)	農林整備班	268
	第1節 施設の復旧対策	第1 災害復旧事業計画の作成	各班、防災関係機関	270
		第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	政策調整班、財政班	271
		第3 激甚災害に関する調査及び指定等	政策調整班、財政班	271
		第4 緊急災害査定促進	政策調整班、財政班	273
		第5 緊急融資の確保	政策調整班、財政班	273

章	節		担当部署	ページ
		第6 災害復旧事業の実施	政策調整班、財政班	274
	第2節 被災者の生活安定	第1 義援金の配分	消防交通班、地域福祉班	275
		第2 被災者の生活確保	文書広報班、デジタル推進班、税務班、まちづくり推進班、管理班、各班、川俣郵便局、福島公共職業安定所	275
		第3 被災者への支援	消防交通班	278
		第4 災害弔慰金の支給	地域福祉班	281
		第5 被災者への融資	地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、管理班、町社会福祉協議会	281
		第6 罹災証明書等の交付	消防交通班	282
		第7 被災者台帳の作成	総務班	283

第3編 震災対策編

章	節		担当部署	ページ
第1章 災害予防計画	第1節 防災組織の整備・充実	第1 防災組織の整備	総務課、伊達地方消防組合、県、防災関係機関、事業者、危険物施設等管理者	2
		第2 応援協力体制の整備	総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関	5
	第2節 防災情報通信網の整備	第1 防災情報通信網の整備	総務課、政策推進課、県	7
		第2 その他通信網の整備・活用	総務課、政策推進課	8
		第3 体制の整備	総務課	10
		第4 情報連絡員（県リエゾン）との連携	総務課	10
		第5 担い手の確保	総務課	11
		第6 通信手段の周知	総務課	11
	第3節 災害活動拠点の強化	第1 町の施設	学校教育課、関係各課	12
		第2 地域拠点の整備	総務課、学校教育課	13
	第4節 安全で災害に強いまちづくりの推進	第1 建築物等防災対策	総務課、建設水道課、学校教育課	15
		第2 町施設の耐震・不燃化等	建設水道課	17
		第3 延焼遮断帯の整備	建設水道課	18
		第4 オープンスペースの整備	建設水道課	18
		第5 市街地の整備	建設水道課	19
		第6 文化財災害予防対策	生涯学習課、伊達地方消防組合、町消防団、文化財所有者・管理者等、関係機関	20
	第5節 ライフライン施設	第1 水道施設	建設水道課	21
		第2 電力施設	東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター	22
		第3 簡易ガス施設	各簡易ガス販売事業者	23
		第4 LPガス施設	各LPガス販売事業者	24
		第5 電気通信施設	東日本電信電話(株)福島支店	25
		第6 ライフライン施設の耐震化	建設水道課、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター、各簡易ガス販売事業者、各LPガス販売事業者、東日本電信電話(株)福島支店	27
	第6節 道路・橋梁の整備	第1 幹線道路等の整備	建設水道課	28
		第2 生活道路の整備	建設水道課、農林振興課	28
		第3 道路環境の整備	建設水道課	29
		第4 橋梁の整備	建設水道課	29
	第7節 河川管理施設	第1 河川構造物の耐震化	建設水道課	30
		第2 応急復旧体制の整備	建設水道課	30
		第3 ため池施設	農林振興課	30
	第8節 地盤災害等予防対策	第1 土石流災害対策	総務課	31
		第2 地すべり災害予防対策	総務課	31
		第3 急傾斜地災害予防対策	総務課	32
		第4 土砂災害警戒区域等の指定	総務課	32
		第5 警戒避難体制の整備・確立	総務課	32
		第6 宅地造成地の災害予防対策	建設水道課	33
		第7 軟弱地盤等に対する対策	建設水道課	33
		第8 監視体制の強化	総務課、建設水道課	34
		第9 二次災害予防対策	総務課、建設水道課、県	34
		第10 福島県総合土砂災害対策推進連絡会	総務課	34
		第11 地震による水害対策	建設水道課	34
	第9節 火災予防対策	第1 消防力の強化	総務課、伊達地方消防組合、町消防団	35
		第2 広域応援体制の整備	総務課、伊達地方消防組合、県	38
		第3 出火防止対策	総務課、伊達地方消防組合、町消防団	38

章	節		担当部署	ページ
		第4 初期消火体制の確立	総務課、伊達地方消防組合、町消防団	40
		第5 火災拡大要因の除去計画	総務課、建設水道課、伊達地方消防組合、県	40
		第6 救急救助体制の整備	保健福祉課、伊達地方消防組合	41
	第10節 緊急輸送の環境整備	第1 陸上輸送の環境整備	総務課、農林振興課、建設水道課、県北建設事務所、町内輸送関係機関	42
		第2 航空輸送の環境整備	総務課	43
		第3 緊急輸送路等の整備	建設水道課	43
	第11節 避難対策	第1 避難計画の策定	総務課	44
		第2 避難場所等の指定・整備	総務課	45
		第3 指定避難所の指定等	総務課	46
		第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	総務課	48
		第5 避難地区分けの実施	総務課	49
		第6 避難路の選定等	総務課	49
		第7 避難誘導體制の整備	総務課、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、町消防団	49
		第8 避難場所等の居住者等に対する周知	総務課、政策推進課	50
		第9 学校、病院等施設における避難計画	総務課、保健福祉課、学校等、町内医療機関、町内社会福祉施設、その他の防災上重要な施設	51
	第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	第1 医療（助産）救護体制の整備	総務課、保健福祉課、伊達地方消防組合、伊達医師会、福島歯科医師会、福島薬剤師会、日本赤十字社福島県支部、県	53
		第2 防疫対策	町民税務課、保健福祉課	55
		第3 応援医療体制の整備	保健福祉課	56
	第13節 し尿処理体制の整備	第1 現況	町民税務課	57
		第2 大規模地震災害時の処理量	町民税務課	57
		第3 災害用簡易トイレの備蓄	町民税務課	57
		第4 搬送・管理体制の確立	町民税務課	57
		第5 処理方法の検討	町民税務課	57
	第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材・廃棄物処理計画等の整備	第1 食料、生活物資の調達及び確保	総務課、農林振興課、政策推進課、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会	58
		第2 給水体制の整備	建設水道課	60
		第3 物資輸送力の把握	総務課、農林振興課、政策推進課	61
		第4 住民に対する啓発	総務課	61
		第5 防災資機材等の整備	総務課、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、県	62
		第6 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	町民税務課、伊達地方消防組合	62
	第15節 航空消防防災体制の整備	第1 県消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点	総務課、伊達地方消防組合	63
		第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の確保	総務課、伊達地方消防組合	64
		第3 航空消防活動体制の確立	総務課、伊達地方消防組合	64
	第16節 防災教育	第1 一般住民等に対する防災教育	総務課、伊達地方消防組合	65
		第2 防災上重要な施設における防災教育	総務課、保健福祉課、施設管理者	66
		第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	総務課、建設水道課、県、防災関係機関	67
		第4 学校教育における防災教育	学校教育課	67
		第5 消防学校の防災教育	総務課、伊達地方消防組合、県	68
		第6 災害教訓の伝承	総務課、政策推進課	68

章	節		担当部署	ページ	
	第17節 防災訓練	第1 総合防災訓練	総務課、各課、県北地方振興局、伊達地方消防組合、防災関係機関	70	
		第2 個別訓練	総務課、各課、防災関係機関	71	
		第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	事業所、自主防災組織、住民	71	
	第18節 自主防災組織の整備	第1 自主防災組織の育成指導	総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関	73	
		第2 自主防災組織の編成基準	総務課、伊達地方消防組合、防災関係機関	73	
		第3 自主防災組織の活動	自主防災組織	74	
		第4 企業防災の促進	総務課、伊達地方消防組合、県、企業	75	
		第5 地区防災計画の作成	総務課、伊達地方消防組合、県、企業	75	
	第19節 要配慮者の安全確保	第1 本町の避難行動要支援者の現況と基本的な考え方	保健福祉課、住民	77	
		第2 社会福祉施設等における対策	総務課、保健福祉課、伊達地方消防組合、町内社会福祉施設	77	
		第3 在宅で介助支援の必要な住民への対策	総務課、保健福祉課	79	
		第4 病院入院患者等対策	総務課、保健福祉課	83	
		第5 外国人への防災対策	総務課、町民税務課	83	
		第6 避難所における避難行動要支援者支援	総務課、保健福祉課、学校教育課、子育て支援課、生涯学習課	83	
	第20節 ボランティアとの連携	第1 ボランティア活動の意義	保健福祉課、社会福祉協議会	84	
		第2 ボランティア団体等の把握、登録等	保健福祉課、社会福祉協議会	84	
		第3 ボランティアの連携体制の整備	保健福祉課、社会福祉協議会、県、関係機関	84	
		第4 受援力の強化	総務課、保健福祉課	85	
		第5 ボランティアの種類	総務課、保健福祉課	86	
	第21節 危険物施設等災害予防対策	第1 危険物施設災害予防対策	総務課、伊達地方消防組合、県、危険物取扱事業者	87	
		第2 火薬類施設災害予防対策	総務課、伊達地方消防組合、県、火薬類関係事業者	88	
		第3 高圧ガス施設災害予防対策	総務課、県、高圧ガス製造事業者等	89	
		第4 毒物・劇物施設災害予防対策	伊達地方消防組合、毒物劇物取扱事業者	90	
	第22節 応援協力体制の整備	第1 市町村間の相互援助協定等の締結	総務課	92	
		第2 民間事業者・団体との災害時応援協定	総務課	92	
		第3 応援協定の公表	総務課	93	
		第4 連絡体制の整備	総務課	93	
		第5 応援受入体制	総務課	93	
	第2章 災害応急対策計画	第1節 応急活動体制	第1 災害応急対策の時系列行動計画	各班、関係機関	95
			第2 初動体制	各課等	99
			第3 川俣町災害対策本部	総務課、各課、関係各班、各班	101
			第4 指定地方行政機関等の活動体制	防災関係機関	108
		第2節 職員の動員配備	第1 配備基準	各課	109
第2 配備指揮体制			各班	110	
第3 配備人員			各班	110	
第4 動員伝達方法			各班	112	
第5 非常参集等			各課	112	
第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施			各班	113	
第3節 災害情報の収集・伝達		第1 地震情報等の受理伝達	消防交通班、福島地方気象台、県	114	

章	節		担当部署	ページ
		第2 災害情報、被害報告の収集及び通報の要領	各班	117
		第3 県への報告	消防交通班、各班、関係機関	119
	第4節 通信の確保	第1 通信手段の確保	消防交通班、デジタル推進班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、防災関係機関、各通信施設管理者	124
		第2 町防災行政無線等の運用	消防交通班	126
		第3 東日本電信電話(株)福島支店の措置	東日本電信電話(株)福島支店	126
	第5節 相互応援協力	第1 県及び市町村との相互協力	消防交通班、関係各班	127
		第2 国に対する応援要請	消防交通班	128
		第3 自衛隊の災害派遣要請	消防交通班、県、陸上自衛隊福島駐屯地	129
		第4 緊急消防援助隊の派遣要請	消防交通班	129
		第5 町内の公共的団体等との協力	消防交通班、地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、農林整備班	129
		第6 他の地方公共団体への応援	消防交通係	130
	第6節 災害広報	第1 災害広報担当	文書広報班、デジタル推進班	131
		第2 町の広報活動	文書広報班、デジタル推進班	131
		第3 災害記録映像の撮影及び収集と提供	文書広報班	133
		第4 災害広報活動計画の整備	文書広報係	133
		第5 報道機関への発表・協力要請	文書広報班	133
		第6 市町村間の協力による広報	文書広報班	134
		第7 防災関係機関の広報活動	防災関係機関	134
	第7節 消火活動	第1 消防署による消防活動	消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団	136
		第2 消防団による活動	町消防団	137
		第3 消防に関する応援要請	消防交通班、伊達地方消防組合	137
		第4 自主防災組織、住民の活動	自主防災組織、住民	138
		第5 事業所の活動	事業所	138
	第8節 救助・救急	第1 自主防災組織、事業所等による救助活動	自主防災組織、事業所、住民	139
		第2 町における救助活動	消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団	139
		第3 伊達地方消防組合による救助・救急活動	消防交通班、伊達地方消防組合	140
		第4 広域応援	伊達地方消防組合	141
		第5 災害救助法が適用された場合の実施基準	消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団	141
	第9節 自衛隊災害派遣要請計画	第1 災害派遣要請の要求	消防交通班	142
		第2 災害派遣要請の要領	消防交通班	143
		第3 自衛隊の自主出動	陸上自衛隊福島駐屯地	144
		第4 災害派遣部隊の受入体制	総務班、消防交通班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、県	144
		第5 自衛隊による災害派遣活動の内容	陸上自衛隊福島駐屯地	146
		第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	陸上自衛隊福島駐屯地	147
		第7 緊急輸送等の場合のヘリポート	消防交通班	147
		第8 派遣部隊の撤収	消防交通班、県	147
		第9 経費の負担区分	消防交通班、県、陸上自衛隊福島駐屯地	148
	第10節 避難	第1 避難指示等	消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、県、陸上自衛隊、防災関係機関	149

章	節		担当部署	ページ
		第2 警戒区域の設定	消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊	153
		第3 避難の実施	総務班、消防交通班、文書広報班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、町消防団、県、陸上自衛隊	153
		第4 避難行動要支援者等対策	地域福祉班、町民班、町内病院等施設管理者、町内社会福祉施設、関係機関	155
		第5 広域的な避難対策	消防交通班、地域福祉班、管理班、関係各班、県	156
		第6 安否情報の提供等	消防交通班、管理班、関係各班、県	158
	第11節 指定緊急避難場所の開設及び指定避難所の設置・運営	第1 指定緊急避難場所の開設		159
		第2 指定避難所の開設	総務班、消防交通班、文書広報班、デジタル推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班	159
		第3 指定避難所の運営	総務班、消防交通班、地域福祉班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班	161
	第12節 医療（助産）救護	第1 医療機関の被害状況等の収集、把握	健康増進班、伊達医師会、県北保健福祉事務所、町内医療機関	165
		第2 医療（助産）救護活動	健康増進班、伊達地方消防組合、伊達医師会、県北保健福祉事務所	165
		第3 傷病者等の搬送	地域福祉班、健康増進班、伊達医師会、伊達地方消防組合	169
		第4 収容医療機関	健康増進班、伊達地方消防組合、県北保健福祉事務所	170
		第5 医薬品等の確保	健康増進班	170
		第6 血液製剤の確保	健康増進班	170
		第7 人工透析の供給確保	健康増進班	170
		第8 広域的救護活動の調整	地域福祉班、健康増進班	171
		第9 応急医療実施の報告	健康増進班	171
		第10 災害救助法が適用された場合の実施基準	地域福祉班、健康増進班、伊達医師会、県	171
	第13節 道路の確保（道路障害物除去等）	第1 実施機関	管理班、建設班	173
		第2 主要交通路の確保	管理班、建設班	173
		第3 交通支障箇所の通報、連絡	管理班、建設班、農林整備班	173
		第4 優先開通道路の選定	消防交通班、管理班、建設班	174
		第5 復旧資機材等の確保	管理班、建設班、農林整備班	174
		第6 応急復旧	管理班、建設班、農林整備班	174
		第7 仮設道路の設置	管理班、建設班、農林整備班	174
	第14節 緊急輸送対策	第1 緊急輸送の範囲	総務班、消防交通班、管理班、まちづくり推進班、町内輸送関係機関	175
		第2 緊急輸送道路等の確保	消防交通班、管理班、各道路管理者	176
		第3 輸送手段の確保	総務班、消防交通班、管理班、建設班、まちづくり推進班、各班、福島警察署川俣分庁舎、町内輸送関係機関、防災関係機関	177
		第4 緊急通行車両の確認申請	総務班	178

章	節		担当部署	ページ
	第15節 災害警備活動及び通行規制措置	第1 震災時に予想される混乱	—	179
		第2 災害警備活動	福島警察署川俣分庁舎	179
		第3 通行規制措置	消防交通班、管理班、建設班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、自衛隊、運転者	181
	第16節 防疫及び保健衛生	第1 防疫活動	生活環境班	184
		第2 食品衛生監視	生活環境班	186
		第3 栄養指導	健康増進班	187
		第4 保健指導	健康増進班	187
		第5 精神保健活動	地域福祉班、健康増進班	187
		第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	生活環境班、地域福祉班、健康増進班	188
		第7 防疫及び保健衛生協力体制の確立	生活環境班、地域福祉班、健康増進班	188
		第8 動物（ペット）救護対策	総務班、生活環境班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、県北保健福祉事務所	188
	第17節 清掃及び廃棄物処理対策	第1 災害清掃の実施	生活環境班	190
		第2 清掃班の編成	生活環境班	190
		第3 災害廃棄物処理	生活環境班	190
		第4 し尿の処理	生活環境班	192
		第5 がれき処理	生活環境班	193
		第6 廃棄物処理施設の確保及び復旧	伊達地方衛生処理組合	194
		第7 応援体制の確保	消防交通班、生活環境班	194
		第8 清掃運搬用車両等	生活環境班	195
	第18節 救援対策	第1 給水救援対策	水道班	196
		第2 食料救援対策	総務班、消防交通班、地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、保健体育班、県、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会	198
		第3 生活必需物資等救援対策	消防交通班、生活環境班、地域福祉班、まちづくり推進班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、生涯学習班、ふくしま未来農業協同組合、川俣町商工会	200
		第4 義援物資及び義援金の受入れ	文書広報班、消防交通班、デジタル推進班、地域福祉班	202
	第19節 被災地の応急対策	第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	管理班、建設班、県	204
		第2 障害物の除去	消防交通班、管理班、建設班、伊達地方消防組合、町水防団、町建設同業会	204
		第3 災害相談対策	消防交通班、各班、関係機関	206
		第4 応急金融対策	日本銀行福島支店、町指定金融機関等、川俣郵便局	207
	第20節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	第1 応急仮設住宅の建設	管理班、県	209
		第2 借上げ住宅等の提供	管理班	211
		第3 住宅の応急修理	建設班	212
	第21節 遺体の搜索、遺体の処理等	第1 全般的な事項	総務班、生活環境班、福島警察署川俣分庁舎、伊達医師会、福島歯科医師会	214
第2 遺体の搜索		消防交通班、生活環境班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎、県	214	

章	節		担当部署	ページ
		第3 遺体の収容	総務班、生活環境班、福島警察署川俣分庁舎	215
		第4 遺体の火葬・埋葬	生活環境班	217
	第22節 生活関連施設の応急対策	第1 上水道施設等応急対策	文書広報班、デジタル推進班、水道班	219
		第2 電力施設等応急対策	県、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター	220
		第3 簡易ガス施設応急対策	簡易ガス事業者	222
		第4 L P ガス施設応急対策	町内L P ガス事業者	223
		第5 電気通信施設等応急対策	東日本電信電話(株)福島支店	225
	第23節 公共施設の応急対策	第1 建築物等の応急対策	総務班、管理班、各施設管理者	228
		第2 土木施設の応急対策	農林整備班、管理班、建設班、東北地方整備局福島河川国道事務所、県北建設事務所、県	229
	第24節 文教対策	第1 実施機関	学校教育班、子育て支援班、幼児教育班	231
		第2 園児、児童及び生徒保護対策	学校教育班、子育て支援班、幼児教育班	231
		第3 学校教育における応急対策	消防交通班、学校教育班、子育て支援班、幼児教育班、健康増進班	232
		第4 文化財の応急対策	生涯学習班	236
	第25節 要配慮者対策	第1 要配慮者に係る対策	地域福祉班、町社会福祉協議会	237
		第2 社会福祉施設等に係る対策	地域福祉班、町社会福祉協議会、社会福祉施設	237
		第3 障がい者及び高齢者に係る対策	地域福祉班、町社会福祉協議会	238
		第4 乳幼児、園児、児童に係る対策	地域福祉班、子育て支援班、幼児教育班、健康増進班	238
		第5 外国人に係る対策	町民班	239
	第26節 民間援助の受入れ及びボランティアとの連携	第1 公共的団体及び住民の自主的な防災組織等	—	240
		第2 ボランティアとの連携	地域福祉班、日本赤十字社福島県支部、町社会福祉協議会、町日赤奉仕団	240
		第3 民間団体への協力要請等	消防交通班、政策調整班、地域福祉班	242
	第27節 危険物施設等災害応急対策	第1 危険物施設応急対策	消防交通班、福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、危険物取扱事業者	243
		第2 火薬類施設応急対策	福島警察署川俣分庁舎、伊達地方消防組合、火薬類関係事業者	244
		第3 高圧ガス施設応急対策	高圧ガス製造者	245
		第4 毒物劇物施設応急対策	毒物劇物取扱事業者	246
	第28節 災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用	消防交通班	248
		第2 災害救助法の適用基準	消防交通班	249
		第3 減失(罹災)世帯の算定基準	消防交通班、関係各班	250
		第4 災害救助法の適用手続き	消防交通班、各班	251
		第5 災害救助法による救助の種類等	消防交通班、出納班、各班	251
第3章 災害復旧計画	第1節 施設の復旧対策	第1 災害復旧対策計画の作成	各班、防災関係機関	254
		第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	政策調整班、財政班	255
		第3 激甚災害に関する調査及び指定等	政策調整班、財政班	255
		第4 緊急災害査定等の促進	政策調整班、財政班	257
		第5 緊急融資の確保	政策調整班、財政班	257
		第6 災害復旧事業の実施	政策調整班、財政班	258
	第2節 被災者の生活安定	第1 義援金の配分	消防交通班、地域福祉班	259

章	節	担当部署	ページ
	第2 被災者の生活確保	文書広報班、デジタル推進班、税務班、まちづくり推進班、管理班、各班、川俣郵便局、福島公共職業安定所	259
	第3 被災者への支援	消防交通班	262
	第4 災害弔慰金の支給	地域福祉班	265
	第5 被災者への融資	地域福祉班、まちづくり推進班、農業振興班、管理班、町社会福祉協議会	265
	第6 罹災証明書の交付	消防交通班	266
	第7 被災者台帳の作成	総務班	267

第4編 事故対策編

章	節		担当部署	ページ	
第1章 大規模な火事災害対策計画	第1節 大規模な火事災害予防対策	第1 災害に強いまちづくりの形成	総務課、建設水道課、伊達地方消防組合、事業者等	2	
		第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実	総務課、政策推進班	3	
		第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	総務課、保健福祉課、各課、伊達地方消防組合、防災関係機関	3	
		第4 防災知識の普及・啓発	総務課、防災関係機関	4	
		第5 要配慮者の安全確保	総務課、保健福祉課	4	
	第2節 大規模な火事災害応急対策計画	第1 災害情報の収集伝達	消防交通班、伊達地方消防組合、防災関係機関	5	
		第2 活動体制の確立	消防交通班、各班、伊達地方消防組合、事業者	6	
		第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎	7	
		第4 通行規制措置	福島警察署川俣分庁舎	7	
		第5 避難誘導	消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団	8	
		第6 災害広報	文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者	8	
	第3節 大規模な火事災害復旧対策計画		各班、関係機関	9	
	第2章 林野火災対策計画	第1節 林野火災の特性		—	11
		第2節 林野火災の予防	第1 林野火災に強い地域づくり	総務課、農林振興課、伊達地方消防組合、町消防団	12
			第2 林野火災防止のための情報の充実	総務課、農林振興課	12
第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え			総務課、農林振興課、保健福祉課、各課、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関、関係団体、関係機関、住民、県	12	
第4 防災知識の普及・啓発			総務課、農林振興課、伊達地方消防組合	13	
第5 要配慮者の安全確保			総務課、保健福祉課	13	
第3節 林野火災の応急対策		第1 通報連絡	—	14	
		第2 活動体制の確立	各班、林野所有（管理者）、林野関係事業者	15	
		第3 応援	伊達地方消防組合	16	
		第4 広域航空消防応援	消防交通班	16	
		第5 自衛隊災害派遣	消防交通班	16	
		第6 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎	16	
		第7 通行規制措置	福島警察署川俣分庁舎	17	
		第8 避難誘導	消防交通班、地域福祉班、農林整備班、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関	17	
		第9 災害広報	文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者	18	
	第10 二次災害の防止	消防交通班、管理班、建設班、農林整備班、関係機関	18		
第4節 林野火災復旧対策計画		各班、関係機関	19		
第3章 道路災害対策計画	第1節 道路災害予防対策	第1 道路交通の安全のための情報の充実	総務課、建設水道課、福島警察署川俣分庁舎	21	

章	節		担当部署	ページ
		第2 道路施設等の整備	総務課、建設水道課	21
		第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	総務課、建設水道課、保健福祉課、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関	21
		第4 防災知識の普及・啓発	総務課	22
		第5 要配慮者の安全確保	保健福祉課	22
		第1 災害情報の収集伝達	消防交通班、管理班、道路管理者、防災関係機関	23
	第2節 道路災害応急対策計画	第2 活動体制の確立	消防交通班、各班、伊達地方消防組合	24
		第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎	25
		第4 通行規制措置	福島警察署川俣分庁舎	26
		第5 危険物の流出に対する応急対策	消防交通班、管理班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎	26
		第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧	消防交通班、管理班、建設班、福島警察署川俣分庁舎	26
		第7 災害広報	文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者	26
第3節 道路災害復旧対策計画			各班、関係機関	27
第4章 危険物等災害対策計画	第1節 危険物等災害予防対策	第1 危険物等の定義	—	29
		第2 危険物等施設の安全性の確保	総務課、県、事業者	29
		第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	総務課、保健福祉課、各課、伊達地方消防組合、県、防災関係機関、事業者	31
		第4 防災知識の普及・啓発	総務課、防災関係機関	32
		第5 要配慮者対策	保健福祉課	32
	第2節 危険物等災害応急対策計画	第1 災害情報の収集伝達	総務課、伊達地方消防組合、事業者	33
		第2 活動体制の確立	消防交通班、各班、伊達地方消防組合、事業者	34
		第3 災害の拡大防止	消防交通班、除染対策班、伊達地方消防組合、県、事業者	35
		第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎	35
		第5 通行規制措置	福島警察署川俣分庁舎	36
		第6 危険物等の大量流出に対する応急対策	消防交通班、除染対策班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、県、事業者	36
		第7 避難誘導	消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関	36
		第8 災害広報	文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者	36
	第3節 危険物等災害復旧対策計画		各班、関係機関	37
第5章 航空災害対策計画	第1節 航空災害予防対策計画	第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	総務課、保健福祉課、各課、伊達地方消防組合、県、防災関係機関、関係事業者、事業者、住民	39
		第2 要配慮者対策	総務課、保健福祉課	40
	第2節 航空災害応急対策計画	第1 方針	—	41
		第2 主な実施責任者	—	41

章	節		担当部署	ページ
		第3 実施内容	消防交通班、文書広報班、デジタル推進班、地域福祉班、各班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎、防災関係機関、事業者	41

第5編 原子力災害対策編

章	節		担当部署	ページ
第1章 総則	第1節 計画の目的		—	2
	第2節 計画の性格	第1 川俣町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	—	3
		第2 川俣町における他の災害対策との関係	—	3
		第3 国及び事業者の役割	—	3
		第4 計画の修正	—	4
	第3節 計画の周知徹底		—	5
	第4節 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針		—	5
	第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態	—	6
		第2 被ばくの経路	—	6
		第3 原子力災害の特殊性及び複合災害への備え	—	6
		第4 福島第一原子力発電所に関する対応	—	7
	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	第1 国が定める原子力災害対策重点区域の設定	—	8
		第2 福島県が定める重点区域の範囲	—	8
		第3 川俣町における原子力災害対策重点区域	—	9
		第4 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	—	9
	第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	—	12
		第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	—	12
	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		—	13
	第9節 広域的な活動体制		—	19
第10節 本県以外で発生した原子力災害への対応		—	19	
第2章 原子力災害事前対策	第1節 基本方針		関係各課	21
	第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	第1 原子力事業者の責務	原子力事業者	21
		第2 防災業務計画に関する協議	総務課	21
	第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	第1 原子力防災専門官との連携	総務課	22
		第2 上席放射線防災専門官との連携	原子力災害対策課 関係各課	
	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第1 民間事業者のノウハウ等の活用	関係各課	23
		第2 関係機関及び民間事業者との連携	関係各課	23
		第3 公共用地等の有効活用	総務課	23
	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	第1 情報の収集・連絡体制の整備	総務課 関係各課	24
		第2 情報の分析整理	総務課 政策推進課 原子力災害対策課	26
		第3 通信手段・経路の多様化	総務課 政策推進課 建設水道課 関係各課	27
	第6節 緊急事態応急体制の整備	第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	総務課 原子力災害対策課 関係各課	28
		第2 災害対策本部体制等の整備	総務課 関係各課	29
		第3 関係機関との連携体制の整備	総務課 原子力災害対策課 関係各課 伊達地方消防組合	30

章	節		担当部署	ページ
		第4 その他、災害対策に係る体制等の整備	総務課 原子力災害対策課 関係各課	32
	第7節 避難収容活動体制の整備	第1 避難計画の作成	総務課	34
		第2 指定避難所等の整備	総務課 町民税務課 保健福祉課 原子力災害対策課 農林振興課 建設水道課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課 関係各課	34
		第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	町民税務課 保健福祉課 学校教育課 子育て支援課 医療施設管理者 社会福祉施設管理者	35
		第4 その他の施設における避難計画の整備	学校教育課 子育て支援課 政策推進課 生涯学習課 学校等施設管理者 施設管理者	37
		第5 その他、避難に関する体制等の整備	総務課 町民税務課 保健福祉課 原子力災害対策課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習課	37
	第8節 緊急輸送活動体制の整備	第1 緊急輸送路の確保体制等の整備	総務課 建設水道課	39
		第2 専門家の移送体制の整備	総務課	39
	第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	第1 救助・救急活動用資機材の整備	総務課 保健福祉課	40
		第2 救助・救急機能の強化	総務課 保健福祉課	40
		第3 原子力災害医療活動体制等の整備	総務課 原子力災害対策課 保健福祉課	40
		第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	総務課 原子力災害対策課 保健福祉課	40
		第5 医薬品の整備	保健福祉課	41
		第6 消火活動用資機材等の整備	総務課 消防機関	41
		第7 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	総務課 原子力災害対策課	41
		第8 物資の調達、供給活動	総務課 町民税務課 政策推進課 農林振興課 建設水道課	42
		第9 大規模・特殊災害における救助隊の整備	県、町	42
	第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	第1 広報実施マニュアル等の整備	総務課 原子力災害対策課	43
		第2 情報伝達設備等の整備	総務課	43
		第3 住民相談窓口の整備	原子力災害対策課	43
		第4 要配慮者等に対する情報伝達体制の整備	総務課 町民税務課 農林振興課 政策推進課 保健福祉課 学校教育課 子育て支援課	43

章	節		担当部署	ページ
		第5 多様な広報媒体の活用	総務課 政策推進課	43
	第11節 行政機関の業務継続計画の策定		総務課	44
	第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	第1 住民に対する知識の普及と啓発	総務課 保健福祉課 原子力災害対策課	45
		第2 防災教育の充実	総務課 原子力災害対策課 学校教育課 子育て支援課	45
		第3 要配慮者等への配慮	総務課 町民税務課 保健福祉課 原子力災害対策課 学校教育課 子育て支援課	45
		第4 指定避難所以外の指定避難所に避難した場合の行動に関する住民への周知	総務課	46
		第5 災害教訓等の伝承	総務課 政策推進課 原子力災害対策課	46
	第13節 防災業務関係者の人材育成		総務課 原子力災害対策課	47
	第14節 防災訓練等の実施	第1 関係機関と連携した訓練の実施	総務課 原子力災害対策課 関係各課	48
		第2 町における訓練の実施	総務課 原子力災害対策課 関係各課	48
		第3 実践的な訓練の実施と事後評価	総務課 原子力災害対策課 関係各課	48
	第15節 計画に基づく行動マニュアル等の整備			49
	第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第1 防災関係機関の対応	総務課 原子力災害対策課 関係各課 伊達地方消防組合 福島警察署川俣分庁舎	50
	第17節 災害復旧への備え		原子力災害対策課	51
	第18節 福島県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	第1 住民の安全確保のための対応	総務課 保健福祉課 原子力災害対策課 関係各課	51
		第2 災害が発生した市町村への応援	総務課 原子力災害対策課 関係各課	51
第3章 緊急事態応急対策	第1節 基本方針		—	53
	第2節 原子力災害対策指針に基づく応急対策	第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）及び運用上介入レベル（OIL）に基づく応急対策	—	53
		第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第1 特定事象等発生情報等の連絡	総務課 原子力災害対策課 伊達地方消防組合 警察本部 原子力発電所 国 県
	第2 応急対策活動情報の連絡		総務課 原子力災害対策課 関係各課 原子力発電所 国 県	74
	第3 情報連絡にあたっての留意事項		総務課 原子力災害対策課	75

章	節		担当部署	ページ
	第4節 活動体制の確立	第1 町の活動体制	総務課 原子力災害対策課 関係各課	76
		第2 原子力災害合同対策協議会への出席等	消防交通班 住民支援班 除染対策班 国	82
		第3 専門家の派遣要請	消防交通班	83
		第4 応援要請及び職員の派遣要請等	本部長 総務班 消防交通班	84
		第5 自衛隊の派遣要請等	本部長 消防交通班	84
		第6 原子力被災者生活支援チームとの連携	消防交通班 生活環境班 保健福祉部各班 除染対策班	84
		第7 防災業務関係者の安全確保	総務班 消防交通班 保健福祉部各班 住民支援班 除染対策班 国	85
	第5節 避難及び屋内退避等の防護活動	第1 避難及び屋内退避等の防護活動の実施	総務部各班 保健福祉部各班 まちづくり推進班 建設班 原子力災害対策部各班 学校教育学部各班 子育て支援部各班 生涯学習部各班 その他関係各班 県	86
		第2 指定避難所	本部長 総務部各班 総務班 町民班 生活環境班 保健福祉部各班 まちづくり推進班 管理班 住民支援班 学校教育部各班 子育て支援部各班 生涯学習部各班 県	89
		第3 広域的な避難	総務班 消防交通班 生活環境班 保健福祉部各班 住民支援班 学校教育部各班 子育て支援部各班 生涯学習部各班 その他関係各班	92
		第4 安定ヨウ素剤の予防服用	保健福祉部各班 住民支援班 県	95

章	節		担当部署	ページ
		第5 要配慮者等への配慮	総務班 文書広報班 生活環境班 デジタル推進班 町民班 保健福祉部各班 住民支援班 学校教育部各班 子育て支援部各班 生涯学習部各班 社会福祉施設管理者 医療機関 消防機関 自主防災組織	95
		第6 学校等施設における避難措置	学校教育部各班 子育て支援部各班 生涯学習部各班 施設管理者	97
		第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	まちづくり推進班 施設管理者	97
		第8 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置	消防交通班 建設班 関係機関	98
		第9 飲食物、生活必需品等の供給	消防交通班 生活環境班 保健福祉部各班 まちづくり推進班 水道班	98
	第6節 治安の確保及び火災の予防		消防交通班 福島警察署川俣分庁舎 消防団	99
	第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	第1 防護対策地区の住民に対する飲食物の摂取制限	文書広報班 消防交通班 デジタル推進班 保健福祉部各班 まちづくり推進班 農業振興班 農林整備班 水道班 住民支援班	100
		第2 飲食物摂取制限に関する指標	—	100
		第3 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限	消防交通班 まちづくり推進班 農業振興班 農林整備班 水道班 原子力災害対策部各班	100
		第4 農林水産物、畜産物の採取及び出荷制限	農業振興班 農林整備班 原子力災害対策部各班	101
		第5 飲料水及び飲食物の供給	保健福祉部各班 まちづくり推進班 水道班	101
	第8節 緊急輸送活動	第1 緊急輸送活動	総務班 関係各班	102
		第2 緊急輸送のための交通確保	消防交通班 建設班	102
	第9節 救助・救急、消火及び医療活動	第1 救助・救急及び消火活動	消防交通班 地域福祉班 伊達地方消防組合 消防団 警察機関	103
		第2 医療措置	健康増進班 関係各班	104
	第10節 住民等への的確な情報伝達活動	第1 住民等への情報伝達活動	消防交通班 文書広報班 デジタル推進班 住民支援班	105

章	節		担当部署	ページ
		第2 住民等からの問い合わせに対する対応	文書広報班 保健福祉部各班 住民支援班	106
	第11節 自発的支援の受入れ等	第1 ボランティアの受入れ	保健福祉部各班 町社会福祉協議会 ボランティア関係団体 県	107
		第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	総務班 地域福祉班	107
	第12節 行政機関の業務継続に係る措置		関係各班	108
第4章 原子力災害中長期対策	第1節 基本方針		—	110
	第2節 緊急事態解除宣言後の対応		原子力災害対策部各班 関係各班	110
	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定		消防交通班 原子力災害対策部各班	110
	第4節 放射性物質による環境汚染への対処		原子力災害対策部各班	111
	第5節 各種制限措置の解除		消防交通班 農業振興班 農林整備班 水道班 原子力災害対策部各班	111
	第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	第1 災害地域住民の記録	町民班	111
		第2 災害対策措置状況の記録	文書広報班 除染対策班	111
	第7節 被災者等の生活再建等の支援	第1 被災者に対する生活再建支援の基本方針	関係各班	112
		第2 生活再建支援情報等の提供	文書広報班 デジタル推進班 町民班 住民支援班	112
		第3 災害復興基金の設立等の検討	政策調整班 財政班	112
	第8節 風評被害等の影響の軽減		文書広報班 デジタル推進班 産業振興班 まちづくり推進班 原子力災害対策部各班	112
	第9節 被災中小企業等に対する支援		まちづくり推進班 住民支援班	113
	第10節 心身の健康相談体制の整備		保健福祉部各班 原子力災害対策部各班 学校教育部各班 子育て支援部各班 生涯学習部各班	113
	第11節 復旧・復興事業からの暴力団排除		関係各班 県 警察機関	113

第5編 原子力災害対策編附編（川俣町原子力災害避難計画）

章	節	ページ	
第1章 計画の基本的事項	第1節 計画の目的	1	
	第2節 本計画の位置付け	1	
	第3節 本計画の基礎となる災害の想定	1	
第2章 避難及び屋内退避に関する基本的事項	第1節 避難及び屋内退避の対象区域	2	
	第2節 防護措置の実施方針	1. 緊急事態の段階に応じた取り組み	5
		2. 初期対応段階で行う防護措置の流れ	5
		3. 通報事象と情報連絡系統	8
		4. 避難及び屋内退避の実施までの流れ	18
	第3節 住民への情報伝達	20	
	1. 住民広報体制の整備	21	
2. 要配慮者等への広報体制の整備	21		
3. 広報のタイミング、留意事項	21		
第3章 屋内退避	第1節 屋内退避の方法	23	
	第2節 避難行動要支援者を含む要配慮者への対応	1. 情報伝達	27
		2. 屋内退避の支援	27
第4章 避難	第1節 避難の方法	1. 自力で避難が可能な場合	28
		2. 自力で避難が困難な場合	28
		3. 避難手段の確保	29
		4. 交通誘導・通行規制計画の整備	30
		5. 避難退域時検査及び簡易除染体制の整備	30
		6. 避難先と避難ルート	30
	第2節 要配慮者に対する避難支援	1. 在宅避難行動要支援者の避難	46
		2. 病院の入院患者、社会福祉施設入所者等の避難	47
	第3節 一時滞在者に対する避難支援	48	
	第4節 園児、児童、生徒等に対する避難支援	48	
	第5節 他市町村からの避難者の受入れ	48	
第5章 その他防護措置	第1節 安定ヨウ素材の服用	49	
	第2節 緊急被ばく医療	49	